

## 日本国民は「日本国憲法」をいかに選択・受容したか

－ 授業のための基礎資料：G H Q草案から  
日本国憲法までの「人権条項」の変容過程 －

How have we Japanese people selected/accepted  
The Constitution of Japan ?

– The transforming process of the articles  
of human rights from The Draft by GHQ  
to The Constitution of Japan –

宮 蘭 衛  
Mamoru MIYAZONO

### はじめに一本論の目標・目的と論旨

本論は、日本国憲法「第三章 国民の権利と義務（第10条から第40条まで）」（以下「人権条項」と称する）が、「G H Q草案（1946. 2. 13交付）」から「日本国憲法（1946. 11. 3 公布）」までの過程において、どのような変容・追加・削除という過程を経て、今あるものとしての「日本国憲法」となったのか、その事実経緯とその意味を明らかにすることを目標とする。それによって、戦後日本の憲法学習・人権学習に向けた教材解釈・授業開発のための枠組みを仮説的に提案することを目的とする。

「日本国憲法」は「国民主権」と「基本的人権の尊重」を柱とする。もう一つ「平和主義」という大切な柱があるが、ここでは前2者に焦点化する。「国民国家」では、「国民主権」という主権的な自己決定の要求を志向する「ナショナルな規範」と、「基本的人権の尊重」という人類共通の価値を高く保障することを志向する「グローバルな規範」が時にぶつかり、それらをどう調和させるかが1つの課題となる。「日本国憲法」制定過程である「G H Q草案」から「日本国憲法」公布までの「人権条項」条文の選択・受容過程には、それら2つの規範の対立・交渉・調停・受容の過程が反映していると予想される。それ故、そこで見られる2つの規範を巡る対立・交渉・調停・受容は、現在の日本社会における外国人参政権の是非や外国人の権利保障の是非の問題を始め、世界の国々で見られる政治的成員資格としての「シティズンシップ（市民権/市民性）」概念の問い合わせという現代「国民国家」の政治的・教育的課題を照射する枠組みとして、また戦後の歴史を人権問題解決過程として授業化するための枠組みとして有効だと考えるのである。

また、「日本国憲法」の条文の選択・受容過程をシティズンシップ概念を巡る政治的意意思決定・問題解決過程として捉えることで、学習者としての子どもたちの現在の生活意識や問題意識と切り結ぶ学習が可能になると見える。

本論は、紙数の都合上、資料紹介を中心にする。資料の説明は概略程度に留め、詳細及び授業構想・実践等については、後日別稿で述べる。

## 第1章 私はなぜこの課題に取り組むのか

### 第1節 「今・ここ」を「問う」ことから始めよう

社会科の学びを推進する大切な原動力は、自己の生きる社会の在り方やその中に生きる自己と社会の関わり方を「問う」ことにある。あたりまえを「問う」、現状を「問う」。「問う」ことにより、私たちは自らの社会の現状に意識的に目を向け、その実態を追求し、またこれからの社会に向けた規範や政策を検討する学びを切り拓いていく。そして、その学習は再帰的に「今・ここ」を生きる学習者（自己）自身に立ち戻る。だから、ただ単にバケツに物を詰め込むように知識を受け取り蓄えることではなく、暗闇の中に一筋の光となって対象を明るく照らし出すサーチライトの如く、社会に対する「本質的な良質の問い」を、学習者みずからが、如何に主体的に醸成し発するかが鍵となる。

### 第2節 グローバル化・国際化と「シティズンシップ」の問い合わせー誰が国民か？境界線は正当か？

冷戦構造崩壊後のグローバル化・国際化の急速な進展に伴い、国境を越えた人の移動が頻繁になり、また母国以外の地での生活や仕事を求める人々も多くなった。多くの異なる国籍や民族に属する人々、生活・文化・政治的環境等を異にする人々が共同して生活し社会を構成する、国家の多国籍化・多民族化の現象が進んでいる。

そこには、新たな課題が生まれてくる。EUをはじめ世界の国々で、「国民国家」における従来の「シティズンシップ」概念の問い合わせー選び直し・選ぶ直し（「市民権としてのシティズンシップ」概念と「市民性・市民的資質としてのシティズンシップ」育成のあり方という二重の問い合わせー選び直し）が政治的・教育的課題の一つとなっている。日本社会においても同様の課題がある。「在日外国人に参政権を認めるのか、否か。」「外国人は公務に就く権利があるのか、否か。」等の問い合わせが発せられ、政治的政策的論争問題となっている。

シティズンシップ概念の問い合わせー選び直しが突きついている問題の本質は、「国民国家」における国民とそれ以外の人々の間に設けられている政治的成員資格の「境界（線）」にはどのような正当な存在理由があるのか、という「問い合わせーかけ」である。「その国の政治への参加の権利は、誰が持つか。」「国民と同様に外国人にも、等しく人権は保障されるのか。」「国民とは誰のことなのか。」等の「問い合わせー」として「国民国家」に向けて発せられている。

換言すれば、それは、国家における政治的成員資格・シティズンシップを誰に与え、それ以外の人々（外国人）との間にある政治的「境界線」をいかに捉え直すか否かという問題であり、その問題の本質は上述のような近代「国民国家」の「主権的な自己決定の要求」と「普遍的な人権の保障」という二つの異なる規範、すなわち「ナショナルな規範」と「グローバルな規範」との間の緊張・対立をいかに調停し、人権を保障する社会を構築していくかという政治的意意思決定に関わるものである。<sup>1)</sup> まさしく、「ナショナルな規範」と「グローバルな規範」の間の線引きを巡る問題である。

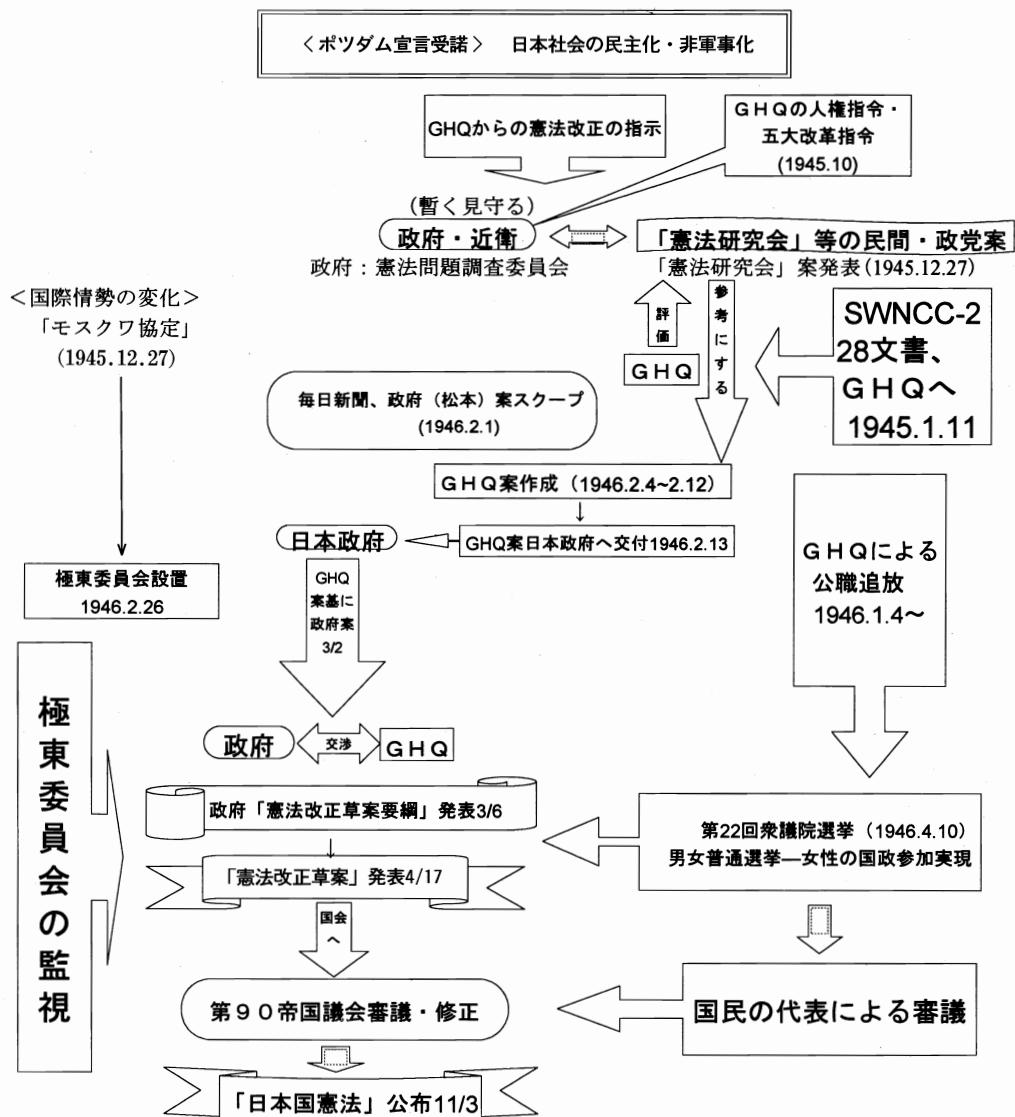
注1) セイラ・ビンハビフ著／向山恭一訳『他者の権利』（法政大学出版局、初版2006）

### 第3節 「いま・ここ」にある「現在」の課題から「未来」「過去」を繋ぐ学習

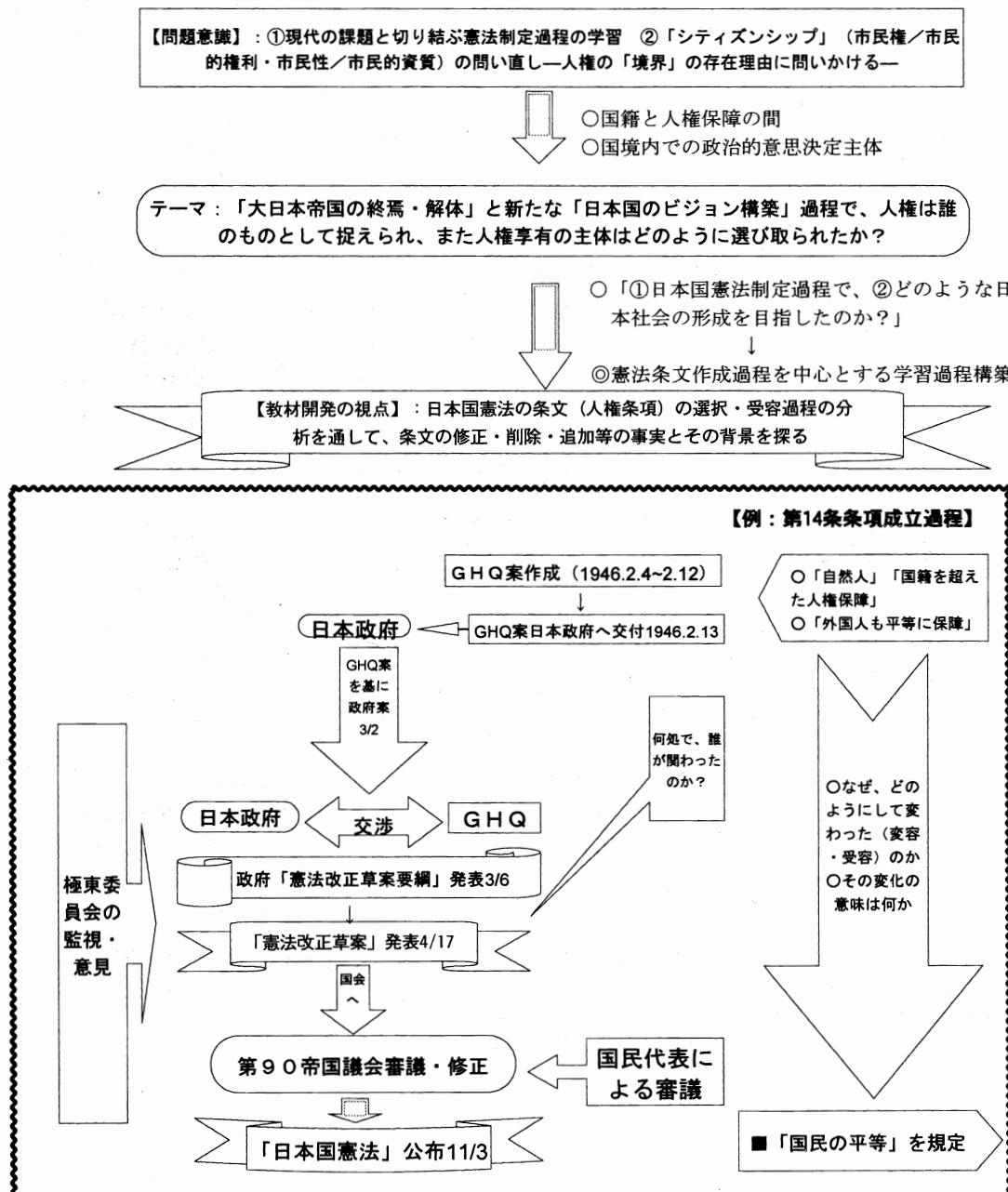
私の問い合わせは、「今・ここ」から発している。すなわち、政治的成員資格の「境界線」を巡る問題が、「ナショナルな規範」と「グローバルな規範」との間の対立・矛盾とその調停であるとすれば、その二つの規範の対立・矛盾の原点・起源をどこまで遡り、日本の現在及び将来の問題を照射することができるのか、そしてそれを踏まえた授業作りが可能なのか、というごくごく素朴な「問い合わせー」である。

教材解釈のための一つの仮説として、第二次世界大戦の敗北を起因として成し遂げられた大日本帝国の解体から新たな日本国建設の中にその問題解決の糸口があると考えた。その2つの規範の枠組みが戦後の初発の政治的意意思決定である日本国憲法の制定過程に見出されると予想する。

既に、歴史研究を通して大日本帝国の解体と新たな日本国建設過程で、旧植民地出身者の国籍剥奪と「国籍法」による「外国人化」の事実が明らかにされてきた。そこには、政治的成員資格を巡る「境界線」引き直しの政治的意意思決定がある。一方で、日本国憲法制定の過程で日本国政治的成員資格・シティズンシップの「境界線」を巡る意意思決定がどのように行われ、それがその後の日本社会における外国人の人権問



【図1】 日本国憲法制定過程に関する政治的動向中心の一般的な学習の流れ・構造



【図2】 憲法条文の選択・受容過程分析を中心とする日本国憲法制定過程の学習構想

題に対するどのような課題を提示し、それが今までどのように繋がっているのかを展望した授業は、これまで深められていない。

本論では、その授業化・教材研究の前提として、「GHQ草案」から「日本国憲法」までの「人権条項」の選択・変容過程を資料として提示する。それを分析・概観することを通して、「日本国憲法」制定過程は人類共有の価値としての人権を廣く保障することを志向する「グローバルな規範」と、「国民主権」原理の下に主権的自己決定の要求を求める「ナショナルな規範」という、2つの規範を巡る交渉・調停・受容のプロセスであったという1つの仮説的枠組みを提起すること目指す。

#### 第4節 「政治的動向中心の憲法制定過程学習」から「条文（「人権条項」）選択・受容過程分析学習」へ

これまでも主に中学校社会科歴史的分野・公民的分野や高校社会系教科の日本史・政治経済学習の中で、日本国憲法制定過程について学習する。それは、教科書記述を基にすると、3頁の【図1】のような関係・構造として行われる。そこでは、日本国憲法がGHQによってどのように与えられたか、否かという政治的関係の分析を中心とする捉え方が中心である。その文脈では、「押しつけか、否か」という観点から見がちである。高校の日本史・政治経済学習では、憲法制定過程での条文の修正点についても参考書を手がかりに学習する。しかし、「人権条項」が今あるように、どのようなプロセスで変容・修正・削除・追加されて選び取られたのか、充分には深められていない。また、その全体像を見渡せる学習資料も貧乏の限りない。

筆者は、4頁の【図2】のような条文の作成過程に焦点化することにより、先の問い合わせに迫ることができると考える。

そこで、「人権条項」が「GHQ草案」段階からどのような過程を経て修正・削除・追加を経て作成されたか、その過程を辿る資料作りに取り組んだ。本論は、その資料提供と若干の説明を施すことを課題として、それを基にした具体的な授業構想・実践については、後日別途報告する予定である。

## 第2章 本論の目標達成のための方法と考察の概要・仮説

### 第1節 目標を達成するための方法・手段

日本国憲法の「人権条項」条文がどのようにして今あるものとして選び取られたのか、その制定過程に光を当てることは、日本国憲法制定過程を歴史的な問題解決過程として捉える見方を形成し、現代のシティズンシップ概念の問い直しを日本国憲法制定過程にまで遡って捉え、現代の課題と日本国憲法制定過程とを切り結ぶ学習構想を可能にする。

その授業づくりの基礎的作業として、本論では、以下の手順・内容に取り組む。

- ① 分析に用いた史料の提示
- ② 日本国憲法「第三章 国民の権利と義務（第10条から第40条まで）」の「人権条項」選択・受容過程提示（本論末の史料参照）
- ③ その過程の時期区分の試み
- ④ 「人権条項」選択・受容パターンの類型化
- ⑤ 授業構想のための仮説設定

#### (1) 分析に用いた史料—「GHQ二次試案」から「日本国憲法」まで

日本国憲法に於ける「人権条項」の選択・受容過程を辿りその意味を明らかにするために、本論ではGHQ内部で草案を作成する途中の資料①「GHQ二次試案」の部分引用から、1946年11月3日「官報号外」として発表された資料⑫「日本国憲法」までの、13種類の史料を用いた。以下の【表1】に史料名とその出典を順に掲示する。

出来るだけ原史料に遡ることを心がけた。そのために、主に国立国会図書館所蔵の「佐藤達夫文書」「入江俊郎文書」をインターネットによって閲覧した（<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01shiryo.html>）。入江俊郎・佐藤達夫両氏は、当時、法制局長官・同次官として3月2日の「日本国憲法（3月2日案）」から日本政府による草案作成の重要な役割を担っていた。入江俊郎は『憲法成立の経緯と憲法上の諸

【表1】 基礎資料作成のために用いた史料（「GHQ二次試案」から「日本国憲法」まで）

史料名	作成・提示年	史料の出典	その他
① 「GHQ二次試案」	1946/2/10頃作成	○ 高柳・大友・田中編著『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳 一連合国司令部側の記録による一』（有斐閣、1972） 「No.11 G 3」（216-235）	本論では、部分的に引用した
② 「GHQ交付草案」	1946/2/12作成 翌2/13日本政府へ手渡す	○ 高柳・大友・田中編著『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳 一連合国司令部側の記録による一』（有斐閣、1972） 「No.14 憲法改正（案）〔マッカーサー草案〕〔新訳〕」（266-303）	2月13日に日本政府に手渡しされた
③ 「日本国憲法（3月2日案）」	1946/3/2	○ 佐藤達夫『日本国憲法成立史 第三巻』（有斐閣、平成6）（付録3 93-104）	○ GHQ案の交付を受けて日本政府が作成したもの
④ 「日本国憲法（3月4日検討案）」	1946/3/5	○ 「佐藤達夫文書 40」 国立国会図書館 ※ 国立国会図書館の史料は全て以下により入手。 <a href="http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/0lshiryo.html">http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/0lshiryo.html</a>	○ 国会図書館の史料解説には3月5日とあるが、史料表紙メモには「March 4」とあり、「司令部ニテ打合済ノ分ヲ逐次内閣に送付シ、閣議配布用プリントノ原稿トセルモノ」とある ○ 3月2日政府案を巡る修正が施されている。活字原稿に手書き修正
⑤ 「日本国憲法（3月5日案）」	1946/3/5	○ 「佐藤達夫文書 41」 国立国会図書館 ○ 佐藤達夫『日本国憲法成立史 第三巻』（付録4 163-174）参照	○ 活字印刷 ○ 閣議に配布されたもの ○ 史料に「発表前」「三月五日ノ分」「司令部ニテ打合後ノモノ」「40部の内第32号」の手書きメモあり
⑥ 「憲法改正草案要綱」	1946/3/6 午後5時内閣発表	○ 「佐藤達夫文書 46」 国立国会図書館 ○ 佐藤達夫『日本国憲法成立史 第三巻』（付録5 188-199）参照	○ 活字印刷 ○ 謄写版を報道機関に配布
⑦ 「日本国憲法〔口語化第一次草案〕」	1946/4/5	○ 「佐藤達夫文書 72」 国立国会図書館	○ 手書き文書 ○ 本史料には、一次草案を巡るGHQとの交渉でなされた削除・修正等が手書きで書き込まれている。 ○ 作家山本有三に極秘に依頼、入江法制局長、佐藤法制局次長、渡辺佳英法制局事務官等の手により一次草案完成
⑧ 「日本国憲法〔口語化第二次草案〕」	1946/4/13	○ 「佐藤達夫文書 72」 国立国会図書館	○ 手書き文書 ○ 4月15日午後、二次草案を基に佐藤達夫とケーディスとの間で交渉。 ○ 本史料に手書き修正が施されている。
⑨ 「憲法改正草案」	1946/4/17 発表	○ 「佐藤達夫文書 74」 国立国会図書館	○ 活字印刷 ○ 第22回総選挙一週間後に「憲法改正草案」が国民に発表される
⑩ 「帝国憲法改正案」	1946/6/20 議会提出	○ 「佐藤達夫文書 130」 国立国会図書館	○ 活字印刷 ○ 第90帝国議会開院式当日、議会提出 5月16日に召集も、開院式は6月20日。

史料名	作成・提示年	史料の出典	その他
⑪ 衆議院「帝国憲法改正案」	1946/8/24 本会議議決	○ 「山川端夫憲法改正関係資料2（『憲法問題綴込みII』の内）」 国立国会図書館	○ 活字印刷 ○ 委員会の検討・修正決議（8/21）を経て、衆議院本会議にて議決（8/24）し、貴族院へ送付
⑫ 貴族院「帝国憲法改正案（憲法改正第一号）」	1946/10/3 委員会議決	○ 「入江俊郎文書47（「両院審議・公布・解説・施行」の内）」 国立国会図書館	○ 活字印刷 手書き書き込み ○ 貵族院特別委員会の修正決議（10/3）を経て、貴族院本会議にて議決（10/6） ○ 修正・追加部分のみの修正案報告
⑬ 「日本国憲法」（官報号外）	1946/11/3 公布	○ 「入江俊郎文書 46」 国立国会図書館	○ 活字印刷 ○ 半年後の1947/5/3施行 ○ 官報表紙に、吉田・金森・芦田らの自筆署名あり

問題 一入江俊郎論集一』（第一法規出版、昭和51）等を、佐藤達夫は『日本国憲法成立史 第一巻～第四巻』（有斐閣、昭和37,39、平成6）等を著している。それらと照らし合わせながら、確認作業を進めた。

## （2）日本国憲法「第三章 国民の権利と義務（「人権条項」）」の選択・変容過程

資料①「GHQ二次試案」から資料⑪「日本国憲法」に至るまでの「国民の権利と義務（人権条項）」の選択・受容過程を一覧表にまとめたものが、本論末に付してある【授業のための基礎史料 「日本国憲法『人権条項』の選択・受容過程」一覧表】である。

## 第2節 基礎史料から何が見えてくるか—基礎史料の概観と授業づくりに向けた仮説設定—

### （1）「人権条項」条文の選択・受容過程の時期区分

【表2】 「人権条項」条文の選択・受容過程の時期区分



憲法案作成・審議の主体を指標にすると、5つの時期に区分される。

I段階は、GHQ内での草案作成である。これは、1946年2月4日から12日までの9日間に秘密裏に行われたものであった。日本国民は勿論のこと、日本政府、またやがて設置されることになる「極東委員会（FEC）」（1946.2.26設置）も知らない内に作成された。その草案には、「日本国の人々に人権を保障することを規定する」条項が含まれていた。「グローバルな規範」への志向が読みとれる。

II段階は、2月13日に日本政府に交付された②「GHQ草案」（1946.2.12）を受けて、急遽日本国政府が秘密裏に③「日本国憲法（3月2日案）」を作成するまでの期間である。これまた、密かに行うため、政府関係者と法制局の一部官僚だけが知りうる内容であった。

III段階は、その日本政府の③「日本国憲法（3月2日案）」を巡ってGHQと交渉し、日本政府の意図を実現しようと試み、その結果⑥「憲法改正草案要綱」（1946.3.6）として初めて国民に憲法改正の概要を

公表するまでの段階である。GHQの考え方に対して、日本政府の立場からの「グローバルな規範」に対する反論・修正等が試みられる。そして、⑥「憲法改正草案要綱」(1946.3.6)でもって、初めて日本政府による憲法改正の取り組みとその内容の概要が国民に公表された。

Ⅳ段階は、作家山本有三等に依頼して憲法条文の「口語化」が試みられる段階である。この段階の特徴は、二次にわたる「口語化」の中で日本政府が人権享有の主体を「国民(people)」に統一修正しようとする事である。そこには、「国民主権」の原理に基づいて、「ナショナルな規範」の立場を明確にする姿がみられた。それに対して、GHQからは「people」と「人(person)」は違うこと、「person」は「日本国民以外の人も含む概念である」ことが指示され、「国民」が「何人(all person)」に再修正される過程である。シティズンシップの「境界線」を巡る対立・交渉過程が読み取れる。そして、⑨「憲法改正草案」(1946.4.17)が初めて国民に提示される。

Ⅴ段階は⑩「帝国憲法改正案」(1946.6.20)が国会に提出され、衆議院・貴族院で審議され、⑪「日本国憲法」として1946年11月3日に公布されるまでの期間である。ここでは、先ず国民の代表として選出された衆議院で、次に貴族院で審議される。国民が憲法を審議し選択するという、明治憲法ではあり得なかった国民による憲法制定への意思表示であった。この国会審議で、新たに追加された条項、修正された条項があり、国民や極東委員会の意思が反映する場であった。

## (2) 「人権条項」条文の選択・受容過程パターンの類型

①「GHQ二次試案」から⑪「日本国憲法」までの「人権条項」の選択・受容過程から、以下のパターンを抽出可能である。

【表3】 「人権条項」条文の選択・受容パターンの類型

選択・受容のパターン	該当条文例
(A) GHQ草案の原案が日本国憲法として生かされたもの	事例1：GHQ草案第23条→日本国憲法第24条 (家庭生活に於ける個人の尊厳と両性の本質的平等)
(B) GHQ草案の枠組み・理念を途中で組みかえ、異なる枠組み・理念として選択・受容されたもの	事例2：GHQ草案第13条→日本国憲法第14条 (法の下の平等)
(C) GHQ草案の原案が検討過程で消し去られていくもの	事例3：GHQ草案第16条→④で消される (外国人の人権)
(D) 日本政府がGHQとの交渉過程で、GHQ草案の変更を試みるが、国会審議を通して復活・新たな枠組みとして選択・受容されたもの	事例4：日本国憲法第26条 (教育を受ける権利と義務教育)
(E) GHQ草案・日本国政府案の中にも無かったが、国会審議の過程で提案され、新たに追加されたもの	事例5：日本国憲法第10条（国民の要件） 日本国憲法第25条1項（生存権）等
(F) 国会審議を監視していた極東委員会からの指示で新たに追加されたもの（参考）	（事例6：別条であるが、日本国憲法第66条2項（「文民条項」）が該当）

本論では、各パターンの経緯についての詳述の余裕はないので、概略のみ紹介する。末尾の資料を参照しつつ、読み進めていただきたい。

(A)「GHQ草案の原案が日本国憲法として生かされたもの」の事例は、民政局の一員としてGHQ草案作成に携わった当時22歳のベアテ・シロタ女史が原案を作成したこと、「ベアテ草案」としてよく知られている条項に典型的に見られる。資料②「GHQ草案」第23条として明文化された内容は、条文の削減・修正はあるものの、その趣旨「家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」は資料⑪「日本国憲法」第24条にそのまま受けつがれた。それは、戦後改革の一つの象徴であり、その後の日本社会の男女平等実現に向けての原点となった。

(B)「GHQ草案の枠組み・理念を途中で組みかえ、異なる枠組み・理念として選択・受容されたもの」の事例は、「あらゆる人（「自然人」）の平等を規定していた資料②「GHQ草案」第13条から、資料⑪「日本国憲法」第14条に受けつがれるプロセスに見られる。

「日本の政治体制の改革」と題されたアメリカの「SWNNC（國務・陸軍・海軍三省調整委員会）一228」文書（1946.1.7承認、1946.1.11にマッカーサーへ送付）では、「日本臣民および日本の統治権の及ぶ範囲内にあるすべての人に対し、基本的人権を保障すること」をマッカーサーに促している。その文書を背景に、①「GHQ二次試案」及び②「GHQ草案」では、「出身国」に拘わらず「全ての自然人（all natural person）」つまり「全ての人間」に平等な権利を保障する規定を描いていた。ここには、国籍や出身国による区別を排除し、あらゆる人間に遍く「基本的人権の保障」を求める「グローバルな規範」に立脚する立場が明確に示されていた。

しかし、政府とGHQとの交渉過程でそれは「国民（people）」の平等規定に組み替えられていく。日本国政府・法制局官僚は資料⑨「憲法改正草案」（1946.4.17）として国民に発表する前に、GHQとの交渉を通して「出身国（後には「国籍」）」に拘わらず「全ての人」の平等を保障する条項から、「国民」の平等条項への修正を試みていく。「国民主権」の原理に基づく「ナショナルな規範」が明確に示されるようになる。そのように変換された条文が、国会に資料⑩「帝国憲法改正案」として提出され、衆議院・貴族院での審議過程ではそのまま受容されている。

日本政府・法制局官僚は、なぜ、この変更にこだわったのか。資料③「日本国憲法（3月2日案）」を巡るGHQとの交渉過程で、日本政府はその変更を求めた理由を次のように述べている。「国籍により政治上差別を受けることがないという規定、すなわち外国人も日本人と同様政治上の権限をひとしく享有するが如き規定は不適当」であると要求している。そこには「外国人にも選挙権、被選挙権を日本国民と同様に認めねばならぬ事になるから、極めて不适当である」という理由が示されていた。<sup>2)</sup>

資料⑬「日本国憲法」第14条の選択・受容過程を巡るGHQと日本政府との交渉過程は、普遍的な人権の保障を志向する「グローバルな規範」と、「国民主権」の原理に基づいて主権的自己決定を要求する「ナショナルな規範」という、2つの規範を巡る相互対立・交渉・変容の過程であり、それは結果として日本政府の求める後者の規範が選択・受容される過程であったと捉えることができるのである。

(c)「GHQ草案の原案が検討過程で消し去られていくもの」の事例は、資料②「GHQ草案」第16条の「外国人の法の平等」規定に表れている。本条は、資料③「日本国憲法（3月2日案）」を巡る日本政府とGHQとの交渉過程を表した資料④「日本国憲法（3月4日検討案）」の段階で、条文そのものが消されていく。本条項は、(B)の条項と同じく何処に政治共同体の成員資格を保障する「境界線」を引くかという問題であり、日本政府はGHQとの交渉段階でそれを削除していく。ここにもまた「グローバルな規範」と「ナショナルな規範」という2つの規範の対立・交渉が表れている。

(d)「日本政府がGHQとの交渉過程で、GHQ草案の変更を試みるが、国会審議を通して復活・新たな枠組みとして選択・受容されたもの」の事例は、資料⑬「日本国憲法」第26条の「教育を受ける権利・義務教育」の条項に見られる。資料②「GHQ草案」第24条を受けて、日本政府は資料③「日本国憲法（3月2日案）」第23条では「児童に普通教育」を受けさせる義務と規定していた。しかし、日本政府は国民の前に初めて憲法改正の概要を公表した資料⑥「憲法改正要綱案」（1946.3.6）第24条では、「児童に初等教育」を受けさせる義務と変えていた。この規定は、衆議院で審議され「子女に普通教育」を受けさせる義務と再修正される。そこには、初等教育だけが義務教育として位置づけられることを懸念する考えが反映していた。衆議院での審議による「普通教育」という条文への再修正は、その後、教育基本法制定による義務教育9年間の実現へと繋がっていく。国民による審議過程を経て条文が再び修正された数少ない事例である。

(e)「GHQ草案・日本国政府案の中にも無かったが、国会審議の過程で提案され、新たに追加されたもの」の事例は、⑬「日本国憲法」第10条（国民の要件）と第25条第1項（生存権）の条項等に典型的に表れている。これらは、衆議院での審議過程で他の2つの条項と併せて、新たに追加されたものである。第22回衆議院議員総選挙（1946.4.10）で、初めて20歳以上の男女普通選挙が実現した。その代表が集う国民の審議を通して新たな条項が生み出されていく。「日本国憲法」の制定に国民の意思が反映することを示すものである。第25条第1項は、「生存権規定」として今日の社会で改めてこの条項のもつ意義に関心が集まりつつある。

第10条「国民の要件」は、その後の「国籍法」において「国籍」を基に国民とその他の人々を区別する境界線を引くこととして具体化されていく。その点、本条は(B)(C)と深く関わり、シティズンシップの要件を規定する「ナショナルな規範」につながる。

### (3) 教材解説・授業づくりのための仮説

以上の概観から、1つの仮説を先ず述べてみよう。

#### 〔(B)(C)(E)の事例等からの仮説〕

「GHQ草案」から「日本国憲法」成立までの「人権条項」の選択・受容過程には、GHQ・FECと日本政府／官僚・日本国民の間での、全ての人間に遍く「基本的人権を保障」するという「グローバルな規範」と「国民主権」の原理に基づいて主権的な自己決定を要求する「ナショナルな規範」という2つの規範を巡る対立・交渉・受容の姿がみられる。

従って、戦後の外国人の人権保障の問題解決過程や多文化・多民族共生の問題を授業化するための基本的な分析枠組みとして、日本国憲法制定過程まで遡って授業を構想することが可能になる。

以上の時期区分とパターン(B)(C)(E)の事例の概略を通して見えてくることは、「GHQ草案」から「日本国憲法」までの「人権条項」の選択・受容過程は、相異なる2つの規範、すなわち普遍的人権の保障を宣言する「グローバルな規範」と、国家の主権的自己決定を要求し、国民とその他の人々との間に「境界線」を設けることを志向する「ナショナルな規範」との間の対立とその交渉・受容・変容の過程であったと捉えることができる。そして「国民国家」におけるシティズンシップの姿が浮かび上がってくる。

「日本国憲法」では、「大日本帝国憲法」に十分保障されなかった「すべての基本的人権」を「侵すことのできない永久の権利」として国民に保障している。確かにそこには、普遍的人権の保障という「グローバルな規範」への足場がしっかりと築かれている。しかし、(B)(C)(D)の事例に見られるように、「GHQ草案」が示した「グローバルな規範」に則り、日本に住む全ての人々に国籍や民族の違いなどにかかわらず全て等しく基本的人権を保障することを志向することに対して、基本的人権の保障を目指しつつも、「国民主権」の原理に立脚して、国家の主権的自己決定の要求を目指す「ナショナルな規範」に則り、「国民」とその他の人々との間に「境界線」を設けた。そこに、「国民とは誰か」「その『境界線』の内と外で、人権はどのように保障されるのか」という「国民国家」のあり方を巡る問い合わせられる。

このように、「日本国憲法」の選択・受容過程は、「グローバルな規範」と「ナショナルな規範」の何処に対立点を見出し、どのように交渉し、折り合いを付けていくかという問題解決過程・意思決定過程として的一面を見る能够である。そして2つの規範を巡る問題解決の過程は、冒頭で述べた今日の日本や世界の「シティズンシップ」の捉え直しという問題を照らし出す分析枠組みであることが分かる。

それだけではなく、戦後日本の外国人の人権問題解決の歴史を分析する枠組みとしての有効性が見えてくる。大日本帝国解体と新たな日本国ビジョン構築という過程で、旧植民地出身者は国籍を剥奪され、「外国人」とみなされようになった。「日本国憲法」第10条の「国籍の要件」は国籍法へと繋がり、日本国籍を持つ日本国民と戦前から日本に住みながら、国籍を剥奪され外国人とみなされた人々との間に人権保障の面で「境界線」を引くことにつながった。

戦後日本の出発は、大日本帝国解体の中で旧植民地の人々の人権をどのように保障するかという点で、その後に課題を残したという意味で、「未完のプロジェクト」であったと捉えることも可能である。それ故に、日本国憲法制定過程の授業を起点にして、そこに展開された2つの規範の緊張・対立とその交渉・変容・受容過程を、政治的成員資格の「境界線」を巡る問題解決・分析の枠組みとすることで、「国民国家」としての戦後日本における日本国民と外国人との共生の課題と人権保障の歴史を長期的に照射し、シティズンシップ概念の現在の到達点と課題を明確にして、未来への選択可能性を検討する授業づくりが可能となろう。

その他の仮説の設定とその具体化と授業によるその検証については、これから課題として取り組む。

注2) (入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』218~219)

【授業のための基礎資料「日本国憲法『人権条項』の選択・受容過程－覧表】（筆者作成）

1



第十二条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案(1946.10.3) 議論院特別委員会審議決議案 ※(1946.10.3)公布	第十三条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案別委員会審議決議案 (1946.11.13)公布	第十四条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案別委員会審議決議案 (1946.11.13)公布	第十五条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案別委員会審議決議案 (1946.11.13)公布
第十一章 【国民の事件】 すべての基本的人権の享有が保障する自由及び権利は、個人として尊重されない。この憲法が国民の基本的人権を保護することによって、これを定めよう。	第十二章 【国民の事件】 すべての基本的人権の享有が保障する自由及び権利は、個人として尊重されない。この憲法が国民の基本的人権を保護することによって、これを定めよう。	第十三章 【国民の事件】 すべての基本的人権の享有が保障する自由及び権利は、個人として尊重されない。この憲法が国民の基本的人権を保護することによって、これを定めよう。	第十四章 【国民の事件】 すべての基本的人権の享有が保障する自由及び権利は、個人として尊重されない。この憲法が国民の基本的人権を保護することによって、これを定めよう。
第十二条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案別委員会審議決議案 (1946.10.3) 議論院特別委員会審議決議案 ※(1946.10.3)公布	第十三条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案別委員会審議決議案 (1946.11.13)公布	第十四条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案別委員会審議決議案 (1946.11.13)公布	第十五条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案別委員会審議決議案 (1946.11.13)公布
第十二条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案別委員会審議決議案 (1946.10.3) 議論院特別委員会審議決議案 ※(1946.10.3)公布	第十三条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案別委員会審議決議案 (1946.11.13)公布	第十四条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案別委員会審議決議案 (1946.11.13)公布	第十五条【国民の事件】 日本国民改憲法改正案別委員会審議決議案 (1946.11.13)公布



(1946.6.20) 第90条 公務員を選定し、及びこれを罷免すること は、 <b>國民固有の権利</b> である。全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。投票の秘密は、これをしてはならない。選挙人は、その選舉に開 催してはならない。選挙人にても責任を問はれない。	① 東議院「帝国憲法改 正案」(1946.8.24) 公務員を選定し、及びこれを罷免すること は、 <b>國民固有の権利</b> である。全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。投票の秘密は、これをしてはならない。選挙人は、その選舉に開 催してはならない。選挙人にても責任を問はれない。	第十五条【公務員選定権利】 公務員を選定し、及びこれを罷免すること は、 <b>國民固有の権利</b> である。全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。投票の秘密は、これをしてはならない。選挙人にても責任を問はれない。	第十六条【公務員選定権利】 公務員を選定し、及びこれを罷免すること は、 <b>國民固有の権利</b> である。全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。投票の秘密は、これをしてはならない。選挙人にても責任を問はれない。	第十七条【公務員の選免】 公務員の選免、及び公務員の不法行為、公務員の規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穡に請願書を有し、かかるる請願書を提出する場合に於いては、 <b>個人も、かかるる差別待遇も受け しない私的にも私的にも責任を問はれない。</b>	第十八条【公務員の選免】 公務員の選免、及び公務員の不法行為、公務員の規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穡に請願書を有し、かかるる請願書を提出する場合に於いては、 <b>個人も、かかるる差別待遇も受け しない私的にも私的にも責任を問はれない。</b>	第十九条【公務員の選免】 公務員の選免、及び公務員の不法行為、公務員の規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穡に請願書を有し、かかるる請願書を提出する場合に於いては、 <b>個人も、かかるる差別待遇も受け しない私的にも私的にも責任を問はれない。</b>
(1946.10.3) 貴族院特別委員会議決 ※10月、帝國憲章審議会に 改正案は貴族院特別委員会に 通達され、6月に審議さ れ、6月に可決された。	② 菊作院「帝国憲法改 正案」(1946.10.3) 公務員を選定し、及びこれを罷免すること は、 <b>國民固有の権利</b> である。全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。投票の秘密は、これをしてはならない。選挙人にても責任を問はれない。	第十五条【公務員選定権利】 公務員を選定し、及びこれを罷免すること は、 <b>國民固有の権利</b> である。全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。投票の秘密は、これをしてはならない。選挙人にても責任を問はれない。	第十六条【公務員選定権利】 公務員を選定し、及びこれを罷免すること は、 <b>國民固有の権利</b> である。全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。投票の秘密は、これをしてはならない。選挙人にても責任を問はれない。	第十七条【公務員の選免】 公務員の選免、及び公務員の不法行為、公務員の規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穡に請願書を有し、かかるる請願書を提出する場合に於いては、 <b>個人も、かかるる差別待遇も受け しない私的にも私的にも責任を問はれない。</b>	第十八条【公務員の選免】 公務員の選免、及び公務員の不法行為、公務員の規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穡に請願書を有し、かかるる請願書を提出する場合に於いては、 <b>個人も、かかるる差別待遇も受け しない私的にも私的にも責任を問はれない。</b>	第十九条【公務員の選免】 公務員の選免、及び公務員の不法行為、公務員の規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穡に請願書を有し、かかるる請願書を提出する場合に於いては、 <b>個人も、かかるる差別待遇も受け しない私的にも私的にも責任を問はれない。</b>
(3) 日本国憲法 (官報解外) (1946.11.3)	③ 日本国憲法 (官報解外) (1946.11.3)	第十五条【公務員選定権利】 公務員を選定し、及びこれを罷免すること は、 <b>國民固有の権利</b> である。全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。投票の秘密は、これをしてはならない。選挙人は、その選舉に開 催してはならない。選挙人にても責任を問はれない。	第十六条【公務員選定権利】 公務員を選定し、及びこれを罷免すること は、 <b>國民固有の権利</b> である。全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。投票の秘密は、これをしてはならない。選挙人は、その選舉に開 催してはならない。選挙人にても責任を問はれない。	第十七条【公務員の選免】 公務員の選免、及び公務員の不法行為、公務員の規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穡に請願書を有し、かかるる請 願書を提出する場合に於いては、 <b>個人も、かかるる差別待遇も受け しない私的にも私的にも責任を問はれない。</b>	第十八条【公務員の選免】 公務員の選免、及び公務員の不法行為、公務員の規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穡に請 願書を提出する場合に於いては、 <b>個人も、かかるる差別待遇も受け しない私的にも私的にも責任を問はれない。</b>	第十九条【公務員の選免】 公務員の選免、及び公務員の不法行為、公務員の規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穡に請 願書を提出する場合に於いては、 <b>個人も、かかるる差別待遇も受け しない私的にも私的にも責任を問はれない。</b>
① 「GHQ」二回目 2月10日策成か 出典：高柳・大友・田 中編著「日本国憲法制 定の過程」I 原文と 翻訳一連国総司令 部編「記録による—」 [No.11 G3] (216-235)	② 「GHO」第三回 2月12日作成 出典：高柳・大友・田 中編著「日本国憲法制 定の過程」II 表現の 言論、出版その他一 切の活動を保護する。 其の自由は、これまで の選択は、これをしてはならない。	第20条 個人の自由は、 ① いかなる奴隸的拘束 も受けない。又、犯罪に因る處 罰の場合を除いては、その意に 反する苦役に服せられない。	第21条 個人の自由は、 ① いかなる奴隸的拘束 も受けない。又、犯罪に因る處 罰の場合を除いては、その意に 反する苦役に服せられない。	第22条 個人の自由は、 ① いかなる奴隸的拘束 も受けない。又、犯罪に因る處 罰の場合を除いては、その意に 反する苦役に服せられない。	第23条 個人の自由は、 ① いかなる奴隸的拘束 も受けない。又、犯罪に因る處 罰の場合を除いては、その意に 反する苦役に服せられない。	第24条 個人の自由は、 ① いかなる奴隸的拘束 も受けない。又、犯罪に因る處 罰の場合を除いては、その意に 反する苦役に服せられない。

(3)

■ 全 章 (第10章(第10章)は省略して) &lt; 第20章 - 第24章 &gt;

個人も、いかなる奴隸的拘束  
も受けない。又、犯罪に因る處  
罰の場合を除いては、その意に  
反する苦役に服せられない。



⑨「憲法改正草案」(1946.4.17)発表	すべて臣民は、宗教上の行為、祝典、通言の秘密は、これを侵してはならない。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第三十九條 信教の自由は、いかなる宗敎團体も、國から特權を受ければならない。又は政治上の権力を行使してはならない。但し、何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。	第四十條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十一條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十二條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十三條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。
⑩「帝国憲法改正案」(1946.6.20)提出	第一回議院「帝国憲法改正案」(1946.8.24) 衆議院本会議決 院特別委員会議決	第一回議院「帝国憲法改正案」(1946.8.24) 衆議院本会議決 院特別委員会議決	第一回議院「帝国憲法改正案」(1946.8.24) 衆議院本会議決 院特別委員会議決	第一回議院「帝国憲法改正案」(1946.8.24) 衆議院本会議決 院特別委員会議決	第一回議院「帝国憲法改正案」(1946.8.24) 衆議院本会議決 院特別委員会議決	第一回議院「帝国憲法改正案」(1946.8.24) 衆議院本会議決 院特別委員会議決
⑪衆議院「帝国憲法改正案」(1946.10.3)	第三十九條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十一條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十二條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十三條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第二十一条【住居の本質的平等】
⑫衆議院「帝国憲法改正案」(1946.11.3)	第三十九條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十一條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十二條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十三條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第二十二条【個人の尊重と性別の本質的平等】
⑬「日本国憲法」(1946.11.3)	第三十九條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十一條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十二條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第四十三條 信教の自由は、何人に對してもこれを行ふ事は、宗教の本質的平穏に立脚する。國及びその他の機關は、宗教活動もしてはならない。	第二十三条【字句の自由】

前言

第二十	第25条	第26条	第27条	第28条
②)「GHO草案」2月10日頃作成か 出典：高柳・大友・田 中編著『日本国憲法制 度の歴程』一連合国総司令 部編『日本国憲法文と 指標』（有斐閣、1972） No.11 G31 (216-325)	第24条 法律は、生活のすべての面につ き、社会の福祉並びに自由、正義 と平穏、及び民主主義の増進と伸張を目 的とするが、財産権の内容 は、公の福祉にてこれを定める。	第25条 法律は、生活のすべての面につ き、社会の福祉並びに自由、正義 と平穏、及び民主主義の増進と伸張を目 的とするが、財産権の内容 は、公の福祉にてこれを定める。	第26条 労働者の団体行動をする 團体交渉その他の権利を有する。 労働者は、これを保障する。	第27条 財産を所有する権利は、不 可侵とするが、財産権の内容 は、公の福祉にてこれを定める。 労働者は、これを保障する。
③)「日本国憲法」（3月 22日案） 出典：佐藤達夫「第三本 日本国憲法」（付録三 93-104 より）	第28条 法律は、生活のすべての面につ き、社会の福祉並びに自由、正義 と平穏、及び民主主義の増進と伸張を目 的とするが、財産権の内容 は、公の福祉にてこれを定める。	第29条 労働者の団体行動をする 團体交渉その他の権利を有する。 労働者は、これを保障する。	第30条 財産を所有する権利は、不 可侵とするが、財産権の内容 は、公の福祉にてこれを定める。 労働者は、これを保障する。	第31条 財産を有する権利は、不 可侵とするが、財産権の内容 は、公の福祉にてこれを定める。
④)「日本国憲法」（3月 4日検討案） 出典：佐藤達夫「第三本 日本国憲法」（付録三 93-104 より）	第32条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。	第33条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。	第34条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。	第35条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。
⑤)「日本国憲法」（3月 5日案） 出典：佐藤達夫「第三本 日本国憲法」（付録三 93-104 より）	第36条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。	第37条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。	第38条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。	第39条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。
⑥)「法律改正草案要綱」 （1946.3.6） 出典：佐藤達夫著 「法律改正草案要綱」 （佐藤達夫著書 46）	第40条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。	第41条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。	第42条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。	第43条 労働者へは法律所定の賃金 並びに福利待遇の有り、 労働時間は法律所定のもの である。













①衆議院「帝國憲法改正案」(1946.8.24) 衆議院本会議議決	第三十六條【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、絶対にこれを禁ずる。公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第三十九条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第三十九条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第三十九条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。
	第三十七條【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第三十八条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第三十八条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第三十九条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。
②貴族院「帝國憲法改正案」(1946.10.3) 貴族院特別委員会議決 貴族院本会議議決	第三十九条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第四十条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第四十条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第四十条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。
	10月5、6 日本会議で修正通り可決 審議され、6 日に特別委員会の修正通り可決された。	第三十九条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第三十九条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第三十九条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。
③「日本国憲法」 (官報号外) (1946.11.3)	第三十九条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第四十条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第四十条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。	第四十条【公務員による拷問及び懲罰】 公務員は、常にこれに強制的手段をもつて自己の権利を有する。
	※本文のゴシックは全て筆者による	本条を衆議院審議で 追加	本条を衆議院審議で 追加	本条を衆議院審議で 追加